

参 考 資 料

●参考資料1

令和7年度児童・生徒・園児数一覧

●参考資料2

令和7年度ちくさええとこ協議会 代議員名簿

●参考資料3

ちくさええとこ協議会規約

●参考資料4

ちくさええとこ協議会組織図

大栗市学校園所 児童・生徒・園児数等 一覧

令和7年4月1日見込数（令和7年2月1日現在）

小学校									
番号	学校名	児童数						学級数	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	総計	総計
1	山崎小学校	46	32	45	43	54	46	266	14 (3)
2	山崎西小学校	9	11	8	12	10	13	63	9 (3)
3	山崎南小学校	51	42	49	56	50	48	296	17 (5)
4	河東小学校	25	36	32	39	49	42	223	12 (2)
5	神野小学校	10	14	14	17	14	17	86	6 (0)
6	高沢小学校	8	12	8	12	14	12	66	8 (2)
7	はりま一宮小学校	18	24	24	32	33	35	166	9 (3)
8	一宮北小学校	12	4	15	15	14	13	73	8 (2)
9	波賀小学校	17	9	16	13	12	12	79	9 (3)
10	千種小学校	9	15	8	15	12	9	68	8 (2)
小学校合計		205	199	219	254	262	247	1,386	100 (25)

中学校		生徒数				学級数
番	学校名	1年	2年	3年	総計	総計
1	山崎西中学校	65	66	77	208	7 (1)
2	山崎南中学校	48	37	54	139	7 (2)
3	山崎東中学校	84	95	76	255	10 (3)
4	一宮南中学校	39	45	37	121	7 (3)
5	一宮北中学校	24	15	21	60	6 (3)
6	波賀中学校	17	20	17	54	5 (2)
7	千種中学校	16	14	11	41	5 (2)
中学校合計		293	292	293	878	47(16)

幼稚園					
番	幼稚園名	児童数			
		年少	年中	年長	合計
1	河東幼稚園	1	2	14	17
2	波賀幼稚園	1	2	4	7
幼稚園合計		2	4	18	24

保育所										
番号	保育所名	園児数							合計	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	園内計	園外委託	合計
公立	1 かしのの保育所	0	0	5	4	0	5	14	0	14
	合計	0	0	5	4	0	5	14	0	14
私立	1 山崎聖母保育園	4	5	10	13	13	17	62	2	64
	2 誠心学園保育園	3	13	13	16	18	14	77	3	80
	3 一宮ひかり保育園	3	4	11	13	4	12	47	0	47
	4 波賀みどり保育園	0	1	4	5	6	11	27	0	27
合計		10	23	38	47	41	54	213	5	218
保育所合計		10	23	43	51	41	59	227	5	232

認定こども園												
番号	認定こども園名	園児数							合計			
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	園内計	園外委託	合計	うち保育	うち幼保
公立	1 戸原こども園	1	3	9	17	15	14	59	1	60	52	8
	2 はりま一宮こども園	2	9	6	11	16	19	63	0	63	56	7
	3 一宮北こども園	0	5	5	3	13	3	29	0	29	29	0
	合計	3	17	20	31	44	36	151	1	152	137	15
私立	1 みどりこども園	1	8	15	16	14	20	74	1	75	60	15
	2 波賀わかほ	3	13	16	15	19	20	86	2	88	77	11
	3 まるごとこども園	1	10	17	19	17	17	81	1	82	72	10
	4 くりのみこども園	1	12	12	10	12	12	59	8	67	54	13
	5 はるのぞきこども園	0	2	4	2	19	4	31	0	31	26	5
合計		6	45	64	62	81	73	331	12	343	289	54
認定こども園合計		9	62	84	93	125	109	482	13	495	426	69

※ 小・中学校の学級数の（ ）内は、特別支援学級を内数で示している。
 ※ 一宮南中・一宮北中・波賀中・千種中の学年は、7年・8年・9年

令和7年度 ちくさええとこ協議会 代議員名簿

	自治会名	氏 名	備 考
1	千草	竹尾 好正	千草自治会 7名選出
2	千草	池田 幸司	
3	千草	坪田 稔	
4	千草	木梨 勝之	
5	千草	矢内 新二	
6	千草	春名 晶文	
7	千草	金本 圭二	
8	岩野辺	秋久 勝之	岩野辺自治会 9名選出
9	岩野辺	安東 義雄	
10	岩野辺	内海 聡	
11	岩野辺	木原 光彦	
12	岩野辺	内海 貴雄	
13	岩野辺	森脇 貴志	
14	岩野辺	田中 藤夫	
15	岩野辺	立尾 元秀	
16	岩野辺	柳谷 官	
17	河呂	岡 数成	河呂自治会 5名選出
18	河呂	宝谷 直樹	
19	河呂	平瀬 玲香	
20	河呂	河野 義廣	
21	河呂	大北 裕章	

	自治会名	氏 名	備 考
22	河内	大谷 義明	河内自治会 4名選出
23	河内	川井 真一	
24	河内	中村 祥	
25	河内	林 邦浩	
26	西河内	小原 尚登	西河内自治会 5名選出
27	西河内	荒堀 勝	
28	西河内	中田 成計	
29	西河内	鳥羽 敏美	
30	西河内	鳥羽 邦美	
31	奥西山	金山 京司	奥西山自治会 3名選出
32	奥西山	見當 孝司	
33	奥西山	和田 智	
34	西山	谷口 建治郎	西山自治会 1名選出
35	室	田口 嘉納	室自治会 4名選出
36	室	春名 佑亮	
37	室	横畑 潔	
38	室	田口 雅規	
39	七野	磯崎 伸彦	七野自治会 3名選出
40	七野	村上 訓仁子	
41	七野	春名 慶和	
42	下河野	猶原 庄一郎	下河野自治会 2名選出
43	下河野	竹内 英祐	

	自治会名	氏 名	備 考
44	黒土	春名 玄貴	黒土自治会 4名選出
45	黒土	阿曾 知世巳	
46	黒土	阿曾 義盛	
47	黒土	宮本 三知	
48	中島	田中 義則	中島自治会 2名選出
49	中島	寺脇 新士郎	
50	鷹巣	春名 愛二郎	鷹巣自治会 4名選出
51	鷹巣	春名 鉄也	
52	鷹巣	村上 拓也	
53	鷹巣	村上 卓実	

ちくさええとこ協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 役員（第7条―第10条）
- 第3章 総会（第11条―第19条）
- 第4章 会議（第20条―第24条）
- 第5章 会計及び監査（第25条―第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う様々な地域課題に対応するため、年齢や性別、自治会などの枠を越えた地域の多様な主体による地域活動の実践を通して、郷土愛や人と人のつながりの醸成を図るとともに、地域の将来像を地域全体で共有しながら、地域の自主自立を進め、誰もが住みたいまちづくりをめざすことを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、ちくさええとこ協議会と称する。

（事務局）

第3条 本会は、本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局をちくさええとこセンター内（宍粟市千種町千草 59-1）に置く。

（区域）

第4条 本会の区域は、宍粟市千種町内とする。

（事業及び活動）

第5条 本会は、第1条に定める目的を達成するために、次の事業及び活動を行う。

- （1）まちづくり計画の策定・改定
- （2）まちづくり計画に基づく事業
- （3）まちづくり計画の推進のために必要な行政機関及び関係団体等との協議・調整・協働
- （4）地域住民への普及・啓発活動
- （5）その他本会の目的を達成するために必要な事業及び活動

（構成員）

第6条 本会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 区域内の居住者
 - (2) 区域内の事業者、団体、教育機関等
 - (3) 区域内に在勤、在学する者または、ゆかりのある者で、第1条に定める目的に賛同のうえ、本会の構成員となることを希望する者
- 2 前項第3号に該当する者は、書面により会長に申し出なければならない。
- 3 会長は、前項の申し出があった場合には、運営委員会で意見を求めることができる。

第2章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 会計1名
- (4) 自治会理事13名
- (5) 団体理事16名
- (6) 企画委員10名以内
- (7) 監事2名

(役員を選任)

第8条 役員は、第6条に定める構成員の中から、運営委員会が次の基準により選出する。

- (1) 会長は、連合自治会長会の会長経験者とする。
- (2) 副会長は、会長が推薦する。
- (3) 会計は、副会長のうち1名が兼務する。
- (4) 自治会理事は、自治会長とする。
- (5) 団体理事は、別表1に定める団体の代表とする。
- (6) 企画委員は、自治会理事または、団体理事の推薦を受けた者及び公募に応じた者の中から選出する。
- (7) 監事は、自治会理事1名、団体理事1名が兼務する。
- (8) 年度途中において、役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において役員を選出し補充する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補充等による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第10条 役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 自治会理事は、自治会構成員の意向を集約する。
- (5) 団体理事は、各種団体構成員の意向を集約する。
- (6) 企画委員は、自治会理事、団体理事と連携し、運営委員会において諮るべき事項を協議・調整する。
- (7) 監事は、本会の会計事務を監査する。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、自治会から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、各自治会の人口に応じて、別表2の基準により各自治会が選出する。
- 3 代議員は、総会における議題を審議決定する。
- 4 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補充等により各自治会から選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、代議員になることができない。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合。
 - (2) 代議員の5分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、通常総会は開会の20日前、臨時総会にあっては開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第19条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

第4章 会議

(正副会長会)

第20条 正副会長会は、会長が必要に応じ招集する。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、第7条に定める者をもって構成する。ただし、運営委員会の出席者は、自治会理事、団体理事にあっては、代理の者とすることができるものとし、企画委員にあっては、企画委員会を代表する者のみとすることができる。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び本会の運営に関する事項を審議する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(企画委員会)

第22条 企画委員会は、第7条に定める会長、副会長及び企画委員をもって構成する。ただし、企画委員会の出席者は、必要に応じて、企画委員のみとすることができる。

- 2 企画委員会は、運営委員会において諮るべき事項のほか、運営委員会が必要に応じて指示する事項を審議する。
- 3 企画委員会は、会長が招集する。

- 4 企画委員会の議長は、あらかじめ会長が指名した企画委員がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行グループ及び実行委員会)

第23条 本会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、実行グループ及び実行委員会を設置することができる。

2 実行グループ及び実行委員会は、次の者により構成する。

- (1) 各事業の趣旨に賛同する者
- (2) 各事業の趣旨に賛同しサポートを申し出た者
- (3) その他、会長が認める者

3 実行委員会には、実行委員長を置く。また副実行委員長、実行委員会会計等を必要に応じて置くことができる。

(未来会議)

第24条 第1条に定める目的の達成に向けて、多様な人材が集い、意見交換を行う機会として未来会議を開催する。

第5章 会計及び監査

(会計)

第25条 本会の経費は、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(役員等の報酬)

第26条 役員等に対して、予算の範囲内において、報酬を支給することができる。

(監査)

第27条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年2月24日から施行する。

(千種まちづくり推進委員会規約の廃止)

2 千種まちづくり推進委員会規約は、令和7年3月31日をもって廃止する。

(財産の引継ぎ)

3 千種まちづくり推進委員会が所有する現預金その他の財産は、令和7年3月31日をもって、ちくさええとこ協議会へ引継ぐ。

別表 1 (第 8 条関係)

千種町農会長会、千種民生委員児童委員協議会、宍粟市消防団千種支団、千種町文化協会、子ども会連絡協議会千種支部、ちくさ杉の子こども園PTA、千種小学校PTA、千種中学校PTA、千種高等学校PTA、老人クラブ連合会千種支部、千種ボランティア連絡会、千種更生保護女性会、宍粟市商工会千種支部、スポーツ推進委員会千種支部、宍粟市社会福祉協議会、交通安全協会千種支部

別表 2 (第 12 条関係)

各自治会の住民基本台帳人口 (4 月 1 日現在)	選出代議員数
50 人未満	1 名
50 人以上 100 人未満	2 名
100 人以上 150 人未満	3 名
150 人以上 200 人未満	4 名
200 人以上 250 人未満	5 名
250 人以上 300 人未満	6 名
300 人以上 350 人未満	7 名
350 人以上 400 人未満	8 名
400 人以上 450 人未満	9 名
450 人以上	10 名

ちくさえとこ協議会 組織図

参考資料 4



